

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

平成二十三年四月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（三級及び四級基準点測量 地図混乱地域の実態調査及び基準点測量）

二 測量の地域 生駒市北新町及び元町二丁目地区の一部

三 測量の終了年月日 平成二十三年三月三十一日